

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年6月27日
【会社名】	LINE株式会社
【英訳名】	LINE Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出澤 剛
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
【電話番号】	03-6233-5050
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理室長 奇 高杆
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
【電話番号】	03-6233-5050
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理室長 奇 高杆
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 30,940,000,000円 売出金額 (オーバーアロットメントによる国内売出し) ブックビルディング方式による売出し 5,460,000,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2016年6月10日付をもって提出した有価証券届出書並びに2016年6月13日付及び2016年6月17日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の「1 新規発行株式」、「2 募集の方法」、「3 募集の条件」及び「4 株式の引受け」の記載内容の一部を訂正するため、並びに、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載の「2 海外募集及びオーバーアロットメントによる海外売出しについて」及び「4 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
  - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け  
募集又は売出しに関する特別記載事項
  - 2 海外募集及びオーバーアロットメントによる海外売出しについて
  - 4 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	13,000,000（注）3．	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。

（注）1．2016年6月10日開催の取締役会決議によっております。

2．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3．上記発行数は、2016年6月10日開催の取締役会において決議された当社普通株式35,000,000株（以下「総発行数」という。）の公募による新株式発行のうち、日本国内における募集（以下「国内募集」という。）に係るものであります。総発行数のうち残余の22,000,000株について、国内募集と同時に、海外市場において募集（以下「海外募集」という。）が行われる予定であります。国内募集と海外募集の最終的な内訳は、総発行数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格等決定日（2016年7月11日。以下「発行価格等決定日」という。）に決定される予定であります。なお、総発行数については、2016年6月27日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

後記「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）」に記載のとおり、需要状況等を勘案し、国内募集とは別に、1,950,000株を上限として、野村證券株式会社が当社株主であるNAVER Corporationから借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる国内売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。

また、需要状況等を勘案し、海外募集とは別に、3,300,000株を上限として、Morgan Stanley & Co. LLCが当社株主であるNAVER Corporationからモルガン・スタンレーMUF証券株式会社を經由して借入れる当社普通株式の海外市場における売出し（以下「オーバーアロットメントによる海外売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。

なお、国内募集及び海外募集において国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

海外募集の詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．海外募集及びオーバーアロットメントによる海外売出しについて」をご参照下さい。

4．当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記発行数のうち、650,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

5．国内募集、海外募集、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オフリング」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、Morgan Stanley & Co. LLC、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。）であります。

国内募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行います。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社が共同で行います。

6. 上記とは別に、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しに関連して、2016年6月10日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,950,000株の第三者割当増資（以下「国内第三者割当増資」という。）及びMorgan Stanley & Co. LLCを割当先とする当社普通株式3,300,000株の第三者割当増資（以下「海外第三者割当増資」といい、国内第三者割当増資と併せて以下「本件第三者割当増資」と総称する。）を行うことを決議しております。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
7. グローバル・オフリングに関連して、ロックアップに関する合意が2016年7月11日付でなされる予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5. ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	13,000,000（注）3.	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。

- （注）1. 2016年6月10日開催の取締役会決議によっております。
2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 上記発行数は、2016年6月10日開催の取締役会において決議された当社普通株式35,000,000株（以下「総発行数」という。）の公募による新株式発行のうち、日本国内における募集（以下「国内募集」という。）に係るものであります。総発行数のうち残余の22,000,000株について、国内募集と同時に、海外市場において募集（以下「海外募集」という。）が行われる予定であります。国内募集と海外募集の最終的な内訳は、総発行数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格等決定日（2016年7月11日。以下「発行価格等決定日」という。）に決定される予定であります。なお、総発行数については、2016年6月28日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。  
後記「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）」に記載のとおり、需要状況等を勘案し、国内募集とは別に、1,950,000株を上限として、野村證券株式会社が当社株主であるNAVER Corporationから借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる国内売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。  
また、需要状況等を勘案し、海外募集とは別に、3,300,000株を上限として、Morgan Stanley & Co. LLCが当社株主であるNAVER Corporationからモルガン・スタンレーM U F G証券株式会社を經由して借入れる当社普通株式の海外市場における売出し（以下「オーバーアロットメントによる海外売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。  
なお、国内募集及び海外募集において国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。  
海外募集の詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 海外募集及びオーバーアロットメントによる海外売出しについて」をご参照下さい。
4. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記発行数のうち、650,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。  
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
5. 国内募集、海外募集、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オフリング」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、Morgan Stanley & Co. LLC、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。）であります。  
国内募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分

に関しては、野村證券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行います。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社が共同で行います。

6. 上記とは別に、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しに関連して、2016年6月10日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,950,000株の第三者割当増資(以下「国内第三者割当増資」という。)及びMorgan Stanley & Co. LLCを割当先とする当社普通株式3,300,000株の第三者割当増資(以下「海外第三者割当増資」といい、国内第三者割当増資と併せて以下「本件第三者割当増資」と総称する。)を行うことを決議しております。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
7. グローバル・オフリングに関連して、ロックアップに関する合意が2016年7月11日付でなされる予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【募集の方法】

(訂正前)

2016年7月11日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2016年6月27日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	13,000,000	30,940,000,000	17,381,000,000
計（総発行株式）	13,000,000	30,940,000,000	17,381,000,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2016年6月10日開催の取締役会決議に基づき、2016年7月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,800円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は36,400,000,000円となります。

(訂正後)

2016年7月11日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2016年6月28日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	13,000,000	30,940,000,000	17,381,000,000
計（総発行株式）	13,000,000	30,940,000,000	17,381,000,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2016年6月10日開催の取締役会決議に基づき、2016年7月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,800円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は36,400,000,000円となります。

## 3 【募集の条件】

## (2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 2016年7月12日(火) 至 2016年7月13日(水)	未定 (注)4.	2016年7月14日(木)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2016年6月27日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2016年7月11日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

今後、発行価格等（発行価格、資本組入額、引受価額、申込証拠金、引受人の引受株式数、引受人の手取金及び売出価格をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内募集）、海外募集株式数、資本組入額の総額、ブックビルディングの状況、発行価格等決定の理由、1株当たりの増加する資本準備金の額、増加する資本準備金の額の総額、払込金額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集における手取概算額、国内第三者割当増資の手取概算額上限、海外第三者割当増資の手取概算額上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出価額の総額、国内第三者割当増資の増加する資本金の額、国内第三者割当増資の増加する資本準備金の額、海外募集の発行価格、海外募集の発行価格の総額、オーバーアロットメントによる海外売出しの売出数、海外第三者割当増資の増加する資本金の額及び海外第三者割当増資の増加する資本準備金の額をいう。また、当社が引受人に対し当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請した場合には、親引けしようとする株式の数、公募による募集株式発行後のLINE従業員持株会の所有株式数、公募による募集株式発行後の株式総数に対するLINE従業員持株会の所有株式数の割合、公募による募集株式発行後の所有株式数の計、公募による募集株式発行後の株式総数に対する所有株式数の割合の計を含む。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://linecorp.com/ja/ir/publicnotice/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に本有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2016年6月27日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2016年7月11日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2016年6月10日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2016年7月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする旨、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2016年7月15日（金）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。国内募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、米国 New York Stock Exchange（以下「ニューヨーク証券取引所」という。）では2016年7月14日（木）（米国東部標準時間）より米国預託株式（以下「ADS」という。）の売買が開始される予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 東京証券取引所への上場日とニューヨーク証券取引所への上場日の相違について」をご参照下さい。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、2016年6月28日から2016年7月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
- 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、オーバーアロットメントによる国内売出し、海外募集、オーバーアロットメントによる海外売出し及び本件第三者割当増資は中止いたします。また、海外募集が中止された場合にも、国内募集、オーバーアロットメントによる国内売出し、オーバーアロットメントによる海外売出し及び本件第三者割当増資を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 2016年7月12日(火) 至 2016年7月13日(水)	未定 (注)4.	2016年7月14日(木)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2016年6月28日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2016年7月11日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

今後、発行価格等（発行価格、資本組入額、引受価額、申込証拠金、引受人の引受株式数、引受人の手取金及び売出価格をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内募集）、海外募集株式数、資本組入額の総額、ブックビルディングの状況、発行価格等決定の理由、1株当たりの増加する資本準備金の額、増加する資本準備金の額の総額、払込金額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集における手取概算額、国内第三者割当増資の手取概算額上限、海外第三者割当増資の手取概算額上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出価額の総額、国内第三者割当増資の増加する資本金の額、国内第三者割当増資の増加する資本準備金の額、海外募集の発行価格、海外募集の発行価格の総額、オーバーアロットメントによる海外売出しの売出数、海外第三者割当増資の増加する資本金の額及び海外第三者割当増資の増加する資本準備金の額をいう。また、当社が引受人に対し当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請した場合には、親引けしようとする株式の数、公募による募集株式発行後のLINE従業員持株会の所有株式数、公募による募集株式発行後の株式総数に対するLINE従業員持株会の所有株式数の割合、公募による募集株式発行後の所有株式数の計、公募による募集株式発行後の株式総数に対する所有株式数の割合の計を含む。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://linecorp.com/ja/ir/publicnotice/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に本有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2016年6月28日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2016年7月11日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2016年6月10日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2016年7月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする旨、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を、決議しております。



4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2016年7月15日（金）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。国内募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、米国 New York Stock Exchange（以下「ニューヨーク証券取引所」という。）では2016年7月14日（木）（米国東部標準時間）より米国預託株式（以下「ADS」という。）の売買が開始される予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 東京証券取引所への上場日とニューヨーク証券取引所への上場日の相違について」をご参照下さい。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 申込み在先立ち、2016年6月29日から2016年7月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、オーバーアロットメントによる国内売出し、海外募集、オーバーアロットメントによる海外売出し及び本件第三者割当増資は中止いたします。また、海外募集が中止された場合にも、国内募集、オーバーアロットメントによる国内売出し、オーバーアロットメントによる海外売出し及び本件第三者割当増資を中止いたします。

## 4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2016年7月14日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号		
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	-	13,000,000	-

(注) 1. 引受株式数は、2016年6月27日開催予定の取締役会において決定する予定ですが、需要状況等を勘案した結果、国内募集と海外募集の内訳の最終的な決定等に伴って、2016年7月11日付で変更される可能性があります。

2. 当社は、上記引受人と発行価格等決定日(2016年7月11日)に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2016年7月14日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号		
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	-	13,000,000	-

(注) 1. 引受株式数は、2016年6月28日開催予定の取締役会において決定する予定ですが、需要状況等を勘案した結果、国内募集と海外募集の内訳の最終的な決定等に伴って、2016年7月11日付で変更される可能性があります。

2. 当社は、上記引受人と発行価格等決定日(2016年7月11日)に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

## ２．海外募集及びオーバーアロットメントによる海外売出しについて

(訂正前)

国内募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しと同時に、海外募集が行われる予定であります。当該募集の概要は次のとおりであります。

(1)	株式の種類	当社普通株式 ただし、投資家はその選択により当社普通株式に代えてADSの証拠証券たる米国預託証券の交付を受けることができる。1 ADSは、当社普通株式1株を受領する権利を表章する。
(2)	募集株式の数	22,000,000株
(3)	発行価格	未定 なお、発行価格は、2016年7月11日に決定する予定である。発行価格の決定は、2016年6月27日に提示される予定の仮条件をもとに需要状況等を勘案した上で、当社とジョイント・グローバル・コーディネーターとが協議して行う予定である。
(4)	発行価格の総額	未定
(5)	募集方法	下記海外引受会社を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする総額個別買取引受けによる募集
(6)	海外引受会社（共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナー）の名称	Morgan Stanley & Co. LLC Goldman, Sachs & Co. J.P. Morgan Securities LLC Nomura Securities International, Inc.
(7)	募集を行う地域	米国を中心とする海外市場

(注) 当社は、2016年6月10日（米国東部標準時間）、米国証券取引委員会に対し、当社普通株式についてForm F-1による登録を行う予定であります。

また、需要状況等を勘案し、海外募集とは別に、3,300,000株を上限として、Morgan Stanley & Co. LLCが当社株主であるNAVER Corporationからモルガン・スタンレーM U F G証券株式会社を經由して借入れる当社普通株式の海外市場における売出し（オーバーアロットメントによる海外売出し）が追加的に行われる場合があります。

なお、海外の投資家向けに海外募集及びオーバーアロットメントによる海外売出しに関する英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

(訂正後)

国内募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しと同時に、海外募集が行われる予定であります。当該募集の概要は次のとおりであります。

(1)	株式の種類	当社普通株式 ただし、投資家はその選択により当社普通株式に代えてADSの証拠証券たる米国預託証券の交付を受けることができる。1 ADSは、当社普通株式1株を受領する権利を表章する。
(2)	募集株式の数	22,000,000株
(3)	発行価格	未定 なお、発行価格は、2016年7月11日に決定する予定である。発行価格の決定は、2016年6月28日に提示される予定の仮条件をもとに需要状況等を勘案した上で、当社とジョイント・グローバル・コーディネーターとが協議して行う予定である。
(4)	発行価格の総額	未定
(5)	募集方法	下記海外引受会社を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする総額個別買取引受けによる募集
(6)	海外引受会社（共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナー）の名称	Morgan Stanley & Co. LLC Goldman, Sachs & Co. J.P. Morgan Securities LLC Nomura Securities International, Inc.
(7)	募集を行う地域	米国を中心とする海外市場

(注) 当社は、2016年6月10日（米国東部標準時間）、米国証券取引委員会に対し、当社普通株式についてForm F-1による登録を行う予定であります。

また、需要状況等を勘案し、海外募集とは別に、3,300,000株を上限として、Morgan Stanley & Co. LLCが当社株主であるNAVER Corporationからモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社を經由して借入れる当社普通株式の海外市場における売出し(オーバーアロットメントによる海外売出し)が追加的に行われる場合があります。

なお、海外の投資家向けに海外募集及びオーバーアロットメントによる海外売出しに関する英文目論見書(以下「英文目論見書」という。)を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

#### 4. 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

（訂正前）

オーバーアロットメントによる国内売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる国内売出しのために、野村證券株式会社が当社株主であるNAVER Corporation（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2016年6月10日開催の取締役会において、国内第三者割当増資を行うことを決議しております。国内第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 1,950,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	2016年8月16日（火）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2016年6月27日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2016年7月11日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

野村證券株式会社は、2016年7月15日から2016年8月8日までの間（以下「国内シンジケートカバー取引期間」という。）、Morgan Stanley & Co. LLC、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPMorgan証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出数を上限とする国内シンジケートカバー取引を行う場合があります。また、野村證券株式会社は、貸株人から借入れた株式を、国内第三者割当増資による株式の割当て若しくは国内シンジケートカバー取引又はその双方により取得する株式により返却する予定です。

なお、野村證券株式会社は、国内シンジケートカバー取引により取得した株式に対応する株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には国内第三者割当増資における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により国内第三者割当増資における最終的な発行数が減少するか又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、国内シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社は、Morgan Stanley & Co. LLC、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPMorgan証券株式会社と協議の上、国内シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数で国内シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、オーバーアロットメントによる海外売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる海外売出しのために、Morgan Stanley & Co. LLCが貸株人よりMorgan Stanley & Co. LLC証券株式会社を経由して借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2016年6月10日開催の取締役会において、海外第三者割当増資を行うことを決議しております。海外第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 3,300,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	2016年8月16日（火）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2016年6月27日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2016年7月11日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

Morgan Stanley & Co. LLCは、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPMorgan証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、2016年7月14日から2016年8月8日までの間、ニューヨーク証券取引所において、また、2016年7月15日から2016年8月8日までの間、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出数を上限とするADS及び当社普通株式の買付け（以下「海外シンジケートカバー取引」と総称する。）を行う場合があります。また、Morgan Stanley & Co. LLCは、貸株人から借入れた株式を、海外第三者割当増資による株式の割当てにより取得する株式、海外シンジケートカバー取引により取得するADSを株式に交換したもの若しくは海外シンジケートカバー取引により取得する株式又はそれらの組合せにより、Morgan Stanley & Co. LLC証券株式会社を経由して貸株人に返却する予定です。

なお、Morgan Stanley & Co. LLCは、海外シンジケートカバー取引により取得したADS及び株式に対応する株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には海外第三者割当増資における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により海外第三者割当増資における最終的な発行数が減少するか又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、海外シンジケートカバー取引が行われる上記の期間内においても、Morgan Stanley & Co. LLCは、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社と協議の上、海外シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数で海外シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（訂正後）

オーバーアロットメントによる国内売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる国内売出しのために、野村證券株式会社が当社株主であるNAVER Corporation（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2016年6月10日開催の取締役会において、国内第三者割当増資を行うことを決議しております。国内第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 1,950,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	2016年8月16日（火）

（注）1．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2016年6月28日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2．割当価格は、2016年7月11日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

野村證券株式会社は、2016年7月15日から2016年8月8日までの間（以下「国内シンジケートカバー取引期間」という。）、Morgan Stanley & Co. LLC、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出数を上限とする国内シンジケートカバー取引を行う場合があります。また、野村證券株式会社は、貸株人から借入れた株式を、国内第三者割当増資による株式の割当て若しくは国内シンジケートカバー取引又はその双方により取得する株式により返却する予定です。

なお、野村證券株式会社は、国内シンジケートカバー取引により取得した株式に対応する株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には国内第三者割当増資における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により国内第三者割当増資における最終的な発行数が減少するか又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、国内シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社は、Morgan Stanley & Co. LLC、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社と協議の上、国内シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数で国内シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、オーバーアロットメントによる海外売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる海外売出しのために、Morgan Stanley & Co. LLCが貸株人よりモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社を經由して借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2016年6月10日開催の取締役会において、海外第三者割当増資を行うことを決議しております。海外第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 3,300,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	2016年8月16日（火）

（注）1．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2016年6月28日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2．割当価格は、2016年7月11日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

Morgan Stanley & Co. LLCは、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、2016年7月14日から2016年8月8日までの間、ニューヨーク証券取引所において、また、2016年7月15日から2016年8月8日までの間、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出数を上限とするADS及び当社普通株式の買付け（以下「海外シンジケートカバー取引」と総称する。）を行う場合があります。また、Morgan Stanley & Co. LLCは、貸株人から借入れた株式を、海外第三者割当増資による株式の割当てにより取得する株式、海外シンジケートカバー取引により取得するADSを株式に交換したもの若しくは海外シンジケートカバー取引により取得する株式又はそれらの組合せにより、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社を経由して貸株人に返却する予定です。

なお、Morgan Stanley & Co. LLCは、海外シンジケートカバー取引により取得したADS及び株式に対応する株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には海外第三者割当増資における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により海外第三者割当増資における最終的な発行数が減少するか又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、海外シンジケートカバー取引が行われる上記の期間内においても、Morgan Stanley & Co. LLCは、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社と協議の上、海外シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数で海外シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。